

2. 施策の展開

1) 食育推進運動の展開

食育の推進にあたっては、国や地方公共団体、保育・教育機関、生産者、食品関連業者、消費者、ボランティア団体などが、食をめぐる問題に対して共通の認識を持ち、食育に関心を持てるよう取り組みを行います。

☆食育月間の周知やイベントの取り組み

毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、にあわせての各種広報媒体やイベント等を利用して、食育の周知と推進を図ります。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政・地域・ 企業 ↓ 家庭・地域	◎「食育月間」「食育の日」キャンペーンの実施	毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」に各種イベントや広報を行い食育運動を呼びかける	—	実施	教育委員会・いきいき健康課・子ども未来課
行政・JA他 8団体 ↓ 消費者・地域	●地産地消推進事業 (安来農林振興協議会)	普及奨励事業の農商工連携活動としてのイベント開催する ・やすぎ特産品フェア ・いちごスイーツコンテスト	実施	実施	農林振興課

2) ライフステージによる展開

(1) 就学前における食育の推進

妊娠・乳幼児期は、保護者にとっては妊娠や出産を通して食に対する意識を見直しやすい時期であり、子どもにとっては「食」に初めて出会う時期です。家族や友達とのふれあいを通して、食の楽しさを実感し、精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会を増やしていけるよう推進していきます。

☆正しい食習慣の基礎を習得

早寝、早起きをして、朝ごはんをバランスよくしっかり食べるなど、家庭において基本的な生活習慣を身につけることができるよう普及・啓発をしていきます。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 子ども、家庭	●乳幼児健康診査	4か月児健診、9か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診における栄養相談の中で食事・飲み物の望ましい食習慣の定着を図る	実施	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 家庭	○子育て支援センタープレイルームイベントでの「食育」に関する事業の展開	「食育」に関連した内容を学習する事業を展開する	実施 (6講座)	実施 (8講座)	子ども 未来課

☆妊娠期からの歯と口の健康づくり普及・啓発

生涯おいしく楽しく食べるためにも、歯と口が健康であることが必要です。そのために、生涯を通じた口腔ケアを早期より確立できるよう、妊娠期より歯と口の健康づくりを普及・啓発していきます。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 家庭	●妊婦歯科健診	むし歯や歯周病にかかりやすくなる妊娠中に、歯科検診を受診し、口腔内の状態を良好に保ち、安心安全な妊娠出産を目指すとともに出産後の乳児のむし歯予防につなげる	実施	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 子ども、家庭	●乳幼児健康診査時ブラッシング指導	9か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時にブラッシングやむし歯予防について説明する	実施	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 子ども、家庭	◎かみかみ教室	生後10か月～18か月の児を対象に、離乳食の進め方、歯の手入れの方法等について正しい知識を習得するための講習会	-	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 子ども	○保育施設での歯科衛生士によるブラッシング指導	幼児期からの生活習慣確立につながるよう学習の場を設定する	19保育所 (園)	20保育所 (園)	子ども 未来課
行政 ↓ 子ども	○保育施設でのフッ化物洗口	永久歯のむし歯予防対策として効果の高いフッ化物を用いた洗口を実施し、幼児期におけるむし歯本数の低減を図る	18保育所 (園) (322人)	20保育所 (園)	子ども 未来課

☆妊産婦・乳幼児に関する栄養や生活習慣の指導

妊娠・授乳期の食事や離乳食をはじめとした子どもの食事について栄養相談などを行い、家庭の望ましい食習慣の定着を図るとともに食事に対する不安を解消し、発育・発達段階に応じた子どもの「食べる力」を育めるよう支援していきます。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 家庭	○マタニティ教室の実施	望ましい食事のとり方、食習慣についての情報提供や助言を実施。また、歯科衛生士による歯の管理について実施する	実施 マタニティ教室 前期 年3回 後期 年3回	実施 マタニティ教室 前期 年4回 後期 年4回	子ども 未来課
行政 ↓ 家庭	●「妊産婦のための食生活指針」の普及・啓発	母子保健手帳交付時に、リーフレットの配布をする	実施	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 家庭	●離乳食教室の実施	生後5～7か月、8～11か月の発育・発達の段階にあわせた、離乳食指導や相談を実施する	年24回	年24回	子ども 未来課
行政 ↓ 家庭	●子育て総合相談窓口	離乳食や子どもの食事についての相談に対応する	実施	実施	子ども 未来課

☆保育所（園）・幼稚園における食育の推進

食べることは生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ね、自ら食することの楽しみを助長することにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とします。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
保育所（園） ↓ 家庭	●家庭での食育の関心への啓発	お便り、献立表、レシピ等の配布をする	実施	実施	子ども 未来課
保育所（園） ↓ 家庭	●保育参観日に試食会の実施	食事の様子を見てもらい、献立や食事のマナーなど家庭での食生活を考える機会にしてもらう	実施	実施	子ども 未来課
保育所（園） ・幼稚園 ↓ 子ども・園児	●菜園活動・クッキング	自分で栽培、収穫したものや調理したものを喜んで食べ、意欲的に食に関心のもてる環境をつくる	実施	実施	子ども 未来課 ・ 教育委員会
保育所（園） ・幼稚園 ↓ 子ども・園児	●食文化との出会い	地域の特性を活かした食生活に触れ伝統的な日本特有の食事を体験する。また、気持ちのよい食事をするマナーを身につける	実施	実施	子ども 未来課 ・ 教育委員会

(2)学校等の食育の推進

家庭や学校を中心とした生活の中で、生涯を健康に過ごせるための食生活に必要な知識や判断力を身につける基礎づくりのための指導の充実を図ります。

子どもの生活習慣を見直し、より良い生活リズムを身につけるように、家庭、地域と連携を図ります。

☆学校等での食育に関する学習の推進

給食時間、家庭科をはじめとする各教科で、食に関する指導の充実を図ります。

養護教諭を中心に食と健康、生活習慣について指導の充実を図ります。

栄養教諭により「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」この6の目標を基本に食に関する指導を行います。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者	●栄養バランスの良い朝食摂取の推進	学校においても朝食を毎日食べることや、摂取バランスの大切さを生徒、保護者に対して授業や学校行事等を通じて指導する	実施	実施	教育委員会（全小学校・中学校）
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者	◎学校での食に関する相談の実施	参観日や夏季休業日に生徒、保護者を対象に、食に関する悩みの相談窓口の開設する	－	実施	
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者・地域	○生活習慣の意識づけの推進	生活の状態をチェックする表などの利用や、適正なメディア接触を促す運動を通じてよりよい生活習慣が定着するよう指導する	実施 (一部学校)	実施 (全学校)	
学校・地域 ↓ 児童・生徒	◎食に関するマナーや調理技術の向上を図る	小学校・中学校において、食のボランティアなどと協力し、授業や調理実習などを通じて食に関するマナーや調理技術を積極的に学習する	－	実施	
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者	○歯科検診の結果を基に歯科教室の充実を図る	歯科衛生士による歯科教室を実施する 家庭で取り組めるよう指導する	実施 (一部学校・ 一部学年)	実施 (全学校・全 学年)	子ども未来課・教育委員会（全小学校・中学校）

☆学校給食における食育の取り組み

学校給食は、食に関する指導の「生きた教材」として活用しています。繰り返し望ましい食事を「見て」「味わって」「食べる」ことで正しい食事の食形態や食に対する知識を学ぶ事を実践しています。家庭、地域との連携を図る事も積極的に取り組んでいきます。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 学校	●地域ブランドとしての「やすぎどじょう」の活用	地域色あふれる特産品としてのどじょうを学校給食に食材として取り入れる	実施 (一部学校)	実施 (全学校)	農林振興課
行政・学校 ↓ 児童・生徒	○学校給食における地場産物使用の充実	学校給食に食材として地場産物を取り入れ児童生徒の食への関心と理解を深めるよう指導する	実施	実施	教育委員会(全小学校・伯太中学校)
行政・学校 ↓ ↑ 地域・食品製造者		地域生産者から学校給食へ食材が計画的に仕入れできる体制作りを促進する	—	実施	教育委員会・農林振興課
学校 ↓ 児童・生徒	●全小学校・伯太中学校ごとの特色をいかし、きめ細やかな指導ができる学校給食の実施	学校ごとに、ゆきとどいた献立を通じて児童生徒に食育を指導する	実施	実施	教育委員会(全小学校・伯太中学校)
		バイキング方式・カフェテリア方式などを取り入れ、食品を選択することを指導する	実施 (一部・年数回)	実施 (全学校・年数回)	
学校 ↓ 児童・生徒	○学校給食に米飯を取り入れ安来市産米の良さを指導	全小学校・伯太中学校における学校給食で米飯給食を実施して日本の食文化について指導する	実施 週3回	実施 週4回以上	教育委員会(全小学校・伯太中学校)
		米飯給食の日には、「いりこ」などの献立を取り入れ、カルシウム摂取と硬いものを食べる効果について指導する	実施 (一部学校)	実施 (全学校)	
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者	○学校給食の試食会・給食参観の実施	保護者が学校給食を食べることにより給食を通じて食育への理解を深める	実施 (一部学年)	実施 (全学年)	

(3)成人・高齢者の食育の推進

いつまでも健康的でいきいきとした生活を送ることができるように、栄養バランスや適正な摂取カロリー、薄味等、体にやさしい食習慣への生活改善を推進していくため、地域の人材や関係機関と連携しながら一人ひとりが自己の生活習慣を振り返り、望ましい食習慣への改善を目指して施策を推進します。

☆適切な生活習慣への取り組み

健康教室や調理実習を通して、栄養バランスや適正な摂取カロリー、薄味等、体にやさしい食習慣への生活改善を推進していくため、地域の人材や関係機関と連携しながら一人ひとりが自己の生活習慣を振り返り、望ましい食習慣へ改善できるような施策を推進します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 地域	●栄養相談事業	栄養士による栄養相談	実施	実施	いきいき健康課
行政 ↓ 地域	●食習慣の改善に向けた健康教室	医師、歯科衛生士、栄養士、保健師等による健康づくりのための健康教室や講演の実施 適正な栄養バランス、摂取量、食べ方、飲み物についての啓発活動	実施	実施	いきいき健康課

☆定期的な健診受診に向けた取り組み

日頃の生活習慣の振り返りや、自己の健康管理のために1年に1回は検診・健診を受けていただけるように受診勧奨のための普及・啓発や受診しやすい環境整備を推進します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 地域	●健康診査受診促進事業	健康診査の受診勧奨	実施	実施	いきいき健康課

☆歯・口の健康と食育の推進

健康で豊かな心と体づくりには、食物を口に入れ、かみ、味わい、飲み込むことが一連の流れとなります。こうした歯と口の健康づくりが食育の推進につながっています。

よく噛んで食べる「食べ方」の支援を含め健康の保持・増進を目指して施策を推進します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 事業所	●歯はいのち講座	事業所を中心に歯と口の健康について講座	実施	実施	いきいき健康課

☆介護予防の取り組み

高齢者に応じた食生活支援と口腔機能(咀嚼、嚥下、唾液分泌など口の働き)の向上を図り、介護予防と生活意欲の向上を目指した施策を推進します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 住民	(一次予防事業) ●口腔機能向上支援事業	65歳以上の方を対象にした口腔機能の維持・向上を目指した歯科衛生士からの講座	実施	実施	高齢者安心課
行政 ↓ 住民	(一次予防事業) ●栄養改善ボランティア育成事業	地区ボランティアを育成し、食事提供と安否確認の実施	実施	実施	高齢者安心課
行政 ↓ 住民	(二次予防事業) ●口腔機能向上支援事業	歯科医療機関での口腔機能の維持・向上を目指した口腔体操等の指導	実施	実施	高齢者安心課
行政 ↓ 住民	(二次予防事業) ●低栄養改善事業	管理栄養士が訪問し、食生活改善の相談、指導	実施	実施	高齢者安心課

3) 地産地消・食文化の継承活動の推進

生活する地域で採れる食材は、その地域の食文化に深い関わりをもっています。伝統的な食文化を守り、地域の農林漁業や豊かな自然を大切に思う気持ちを育てることを目的として、地域で生産された食材をその地域で消費する「地産地消」を推進します。

☆農業・漁業・林業とふれあう活動の推進

食生活とは、生きものである動物や植物を食料とすることです。それは、自然の恩恵により成り立ち、農林漁業者をはじめ、食に関わる人々の活動により支えられています。そのことについて感謝する心を持ち、理解を深めるために、さまざまな農林漁業体験を実施します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
農林漁業者・ 地域 ↓ 園児・児童・ 生徒	○農林漁業体験の 実施	教育・保育機関において農林漁業体験などを通じて自然の恵みや食物の大切さ、生産現場への関心や理解を深めるための学習を行う	実施 (一部学校)	実施 (全学校)	教育委員会(全保育・教育機関)

☆地産地消の推進

安心・安全な食生活をおくるため、生産者と消費者の相互理解や関心を深めるように交流ができる機会を増やす取り組みを行います。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政・J A 他 8 団体 ↓ 地域	●地産地消推進事業 (安来農林振興協議会)	安来市産野菜直売所等の活動の推進、交流活動事業(農業体験事業)、農商工連携活動などを行う	実施	実施	農林振興課
学校・地域 ↓ 児童・生徒	○地産地消について理解を深める学習の展開	日本の食料自給率、食品添加物等の実態を知るとともに、安来市産の食材を生かした調理実習を行う	実施 (一部学校) 小学校 2校 中学校 2校	実施 (一部学校) 小学校 6校 中学校 3校	教育委員会
学校 ↓ 地域・市外	◎地産地消について体験や学習を通じた情報提供	小学校・中学校において安来市産の伯太番茶、たけのこ、どじょうなどについて積極的に体験や学習を行い、その内容をメディアを通じて情報提供する	-	実施	教育委員会

☆伝統あるすぐれた食文化を継承する取り組み

地域の伝統的な行事や作法と結びついた特色ある食文化や、豊かな味覚を継承する取り組みを行います。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
学校・地域 ↓ 児童・生徒・ 保護者	◎学校で安来市の各地域の伝統料理の情報提供	安来市の伝統料理(行事食等)、食の歴史などを学校給食・調理実習・保護者との料理体験・ホームページなどを通じて情報提供する	-	実施 (給食については給食実施教育機関)	教育委員会(全教育機関)

4) 食の安全についての情報提供

食育においては、食品の安全性が確保され、安心して消費できることが、健全な食生活の基礎であると考えます。輸入した食品の残留農薬問題、米国などでのBSE問題など、輸入食品の安全性が問題視されています。

一部のマスコミの根拠の無い情報に惑わされたり、過剰反応をしないような、賢い消費者としての判断力を身に付けることが大事です。

生産者と消費者が情報を共有することや、地域のコミュニティーを形成することは、食品の安全に関する知識と理解を深めるうえで大切なことです。

☆食品の安全性や栄養等に関する情報提供

消費者や農林漁業者が食品の安全に関する様々な情報を入手できるように、安来市のホームページなどを通じて分かりやすく情報を提供します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 農林漁業者・ 地域	◎食の安心・安全に関する情報を提供	市のホームページにより、消費者や農林漁業者に食の安心・安全に関する情報を提供	-	実施	農林振興課
行政 ↓ 食品関連業者	○健康づくり応援店 (外食栄養成分表示店)	食品関連業者へ外食栄養成分を表示するように呼びかける取り組み	実施 (21件)	実施	いきいき健康課
行政 ↓ 子ども、家庭	●乳幼児健康診査での食の安心・安全の普及	4か月児健診、9か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診における栄養相談の中で、食品の安心・安全に関する知識の普及をする	実施	実施	子ども未来課
行政 ↓ 家庭	●離乳食教室での食の安心・安全の普及	発育・発達の段階にあわせた離乳食指導や相談を実施するなかで、食材の安全性などについて情報提供をする	年24回	年24回	子ども未来課

☆安心・安全な学校給食の促進

食品生産者・製造者と連携し学校給食における食材の安全確保を行います。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政・学校 ↓ 食品生産者・ 製造者	●食品表示の活用	学校給食の食材について、食品生産者・製造者に食品表示を促すことにより、着色料や保存料などの少ない食材を使用する。	実施	実施	教育委員会（全小学校・伯太中学校）

☆アレルギーに対する就学までの家庭支援

食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもの食事、特に除去食については、専門医やかかりつけ医などの指導、指示が必要です。安易に長期間制限を続けるのではなく、家庭との連携のもと、定期的に主治医で受診し、指示を受けるなど、適切に対応することを目指します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 保護者	●アレルギー疾患 診断書（指示書） の提出	保育施設において食品の除去を保護者が申し出た場合、食物アレルギー疾患診断書（指示書）を渡し、医療機関に受診してもらう	実施	実施	子ども 未来課